

令和7年度第2回練馬区文化財保護審議会会議録（要録）

- ◆ 開催日時
令和7年11月26日（水）午前10時～正午
- ◆ 開催場所
- ◆ 練馬区立生涯学習センター 第3教室
- ◆ 出席者
出席委員4名（会長、ほか3名）
区出席者5名（文化・生涯学習課長、ほか職員4名）
- ◆ 報告事項
指定文化財の現状変更について
- ◆ 意見交換
今後の文化財登録候補について
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配付資料
 - (1) 指定文化財の現状変更（南蔵院鐘楼門の平成元年度指定時答申文）
 - (2) 区登録・指定文化財の現状変更の相談があった場合の対応の流れ(案)
 - (3) 今後の文化財登録候補について
 - (4) 練馬区文化財保護条例
 - (5) 練馬区文化財登録・指定基準
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 03-5984-2442

会議の要旨

<会長> 開会の挨拶

<事務局> 会議の成立について報告

次第1「報告事項」南蔵院鐘楼門の現状変更内容について

<事務局>

- ・南蔵院鐘楼門の改修工事について、有識者による指導の下、現状変更届の内容を現場で確認した件と、その後の現場確認の経過を報告。
- ・今回使用する部材には「令和七年度修補」の焼印を入れることを所有者に了承いただいた。
- ・上層階の床板を剥がした際、現場確認を行ったが、過去の改修年次が記された部材は確認できなかった。
- ・改修工事は10月6日から着手し12月15日に完了する予定。

<委員>

- ・問題なく修理が行われているということが確認できている状態である。

次第1「報告事項」現状変更の相談があった際の対応の流れについて

<事務局>

- ・区文化財保護条例は届け出制となるため、現状変更届提出前の事前相談について周知徹底を図ることとして整理し、現状変更の内容については、教育委員会が有識者によるご指導を賜り、届出内容が文化財の価値を逸失しないよう判断をすると報告。
- ・条例で現状変更の届け出内容は教育委員会判断と位置付けている。教育委員会が全ての専門性もしくは文化財の価値を逸失しないような現状変更の判断ができる体制かは課題点。
- ・文化財保護審議会の委員にご意見ご指導をお願いする場合も、基本的には有識者の立場でご意見を賜るという形で整理をした。
- ・今後、全ての現状変更の案件を文化財保護審議会に諮問する流れは想定していないが、審議会としてご意見を賜りながら進めなければならない複雑な案件もあり得るため、第22条に諮問事項の記載があるとおり、必要な場合は諮問したい。

<委員>

- ・区文化財保護条例は、文化財を大切に思う区民・所有者の気持ちを育てるためにある条例。文化財所有者の所有権を尊重した形で作られているので、現状変更届は90日前の届け出制になっている。そこで、資料記載の※印の「事前相談の届け出がない場合は着手不可」という文言は再考してほしい。教育委員会として所有者が事前に相談できる体制を整え、所有者の保存・管理の意識向上に努めるという内容で検討してはどうか。
- ・教育委員会は、所有者から事前に相談していただける雰囲気醸成していくことが必要。文化財は所有者自身が意識を高く持たなければ、教育委員会や審議会だけでは守っていけない。
- ・現状変更の相談に関しては、条例施行後40年位経ち、所有者の世代交代の時期になってくるため、今後は相談案件が出てくるだろう。

<事務局>

- ・現状変更の届け出のあり方に関して、今回大きな問題提起をいただいた。事務局の手続きに関して再整理したが、今後ご指導いただきながら次世代へ文化財の価値を残していける制度設計を目指していきたい。今回の配付資料は案のため、本日の意見を踏まえ、修正したものを改めて送付する。

次第2「意見交換」今後の文化財登録候補について

<委員>

- ・練馬大根の歴史を後世に伝えるために皇紀二千六百年に建てた記念碑が歴史上の事象において重要なものなのか、他の地域でもこういう事象があるか調べてはどうか。
- ・他区の事例で種屋街道の文化財保護に力を入れているものもあり、大根碑は登録候補となる。
- ・戦時中に練馬大根の需要が高まったか調べてはどうか。
- ・他にもある候補資料の中で、練馬大根碑を優先して登録していく理由を検討する必要がある。
- ・碑文の調査には、文書が専門の委員にご指導を依頼してはどうか。
- ・所蔵者には先々のことも含め文化財登録になった後の説明をして、登録への意向確認をしておくべき。

<会長> 閉会